

## 沿岸くろまぐろ漁業の届出制導入について（案）

## 1. 趣旨

- (1) 昨年3月の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）第15回締約国会議」において、大西洋くろまぐろの取引規制について議論されるなど、近年、国際社会においては、くろまぐろの資源管理に高い関心。
- (2) 我が国は、くろまぐろの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責任を有する立場。こうした状況を踏まえ、太平洋くろまぐろの資源管理措置に我が国が率先して取り組むべきとの考えの下、「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」（平成22年5月農林水産省プレスリリース）を公表。
- (3) くろまぐろに関係する漁業者が、協力しながらそれぞれの立場で資源管理に取り組むことが必要。この中で、曳き縄等の自由漁業について、「将来の隻数制限を視野に入れ、届出制に移行するとともに、漁獲実績報告の提出を義務化」する方針。
- (4) 平成23年4月から、日本海・九州西広域漁業調整委員会にて、届出制を導入。同様に、太平洋広域漁業調整委員会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会においても、平成24年から届出制を導入することによって、日本全国をカバー。

## 2. 仕組み

漁業法（漁業法第68条第1項）に基づく「広域漁業調整委員会の指示」による届出制。

## 3. 届出対象期間及び対象者についての考え方

- (1) 平成24年7月1日から平成25年12月31日までの期間内において、瀬戸内海海域で「沿岸くろまぐろ漁業」を営もうとする者。
- (2) 「沿岸くろまぐろ漁業」とは、動力漁船を使用してくろまぐろをとることを目的とする漁業。ただし、大臣又は知事等の管理下にある以下の漁業は、届出は不要。
  - ① 漁業権に基づく漁業（定置漁業）
  - ② 大臣許可・届出漁業（大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、かじき等流し網漁業等）
  - ③ 知事許可漁業（中型まき網漁業等）
  - ④ 海区漁業調整委員会指示による承認又は届出制の対象漁業（北海道、青森県等のはえ縄等）
- (3) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での届出手続も導入。

## 4. 届出の時期

平成24年4月1日から同年6月20日までに必要書類を提出。

## 5. 届出に必要な書類

### (1) 必要書類

① 届出書

② 漁船登録謄本

\* 届出書の記載事項に変更が生じた場合は、変更届出書等

### (2) 書類の添付省略

使用する漁船について、漁船登録事務を所管する府県が漁船原簿に登録されていることを確認した場合には、漁船登録謄本の添付を省略可。

## 6. 漁獲実績報告書の提出

(1) くろまぐろの漁獲実績は、毎年の漁獲実績を翌年1月31日までに提出

(2) 届出対象者の所属漁協において、一覧表方式による一括処理での報告  
手続も導入。

## 7. 届出書及び漁獲実績報告書の提出先

(1) 届出者から、瀬戸内海漁業調整事務所に提出。

(2) 広域漁業調整委員会に対する届出書及び漁獲実績報告書の提出に際しては、関係県及び関係漁協にとりまとめの協力を依頼。

(3) 提出された漁獲実績報告書は、行政施策の推進及び（独）水産総合研究センター国際水産資源研究所（静岡市）において資源評価の精度向上にも活用。

(4) 太平洋と瀬戸内海の両方で操業する場合においては、主として操業する海域の広域漁業調整委員会会長あてに届出書及び漁獲実績報告書を提出すればよいものとする。

## 8. 公報等

広域漁業調整委員会に委員会指示案をお諮りした上で、官報掲載等を予定。府県の協力も得て周知。

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

瀬戸内海広域漁業調整委員会 殿  
 届出者住所  
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、(関係書類を添えて) 届出します。

記

- 使用する船舶  
 (1) 船名  
 (2) 漁船登録番号  
 (3) 船舶総トン数
- 漁業の方法 曳き縄・はえ縄・釣り・その他 ( )
- 操業海域
- 操業予定時期
- 主な水揚げ市場 (又は漁協)
- 漁船原簿の登録確認  
 漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。  
 府県確認印

備考 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、( ) に具体的な漁法を記入すること。  
 3 操業海域には、瀬戸内海「S」と記入すること。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業操業変更届出書

瀬戸内海広域漁業調整委員会 殿  
 届出者住所  
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日

年 月 日付けで届け出た沿岸くろまぐろ漁業操業届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、(関係書類を添えて) 届出します。

記

- 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

- 漁船原簿の登録確認  
 漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。  
 府県確認印

備考：用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

(記入例)

様式第四号

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

漁業者の氏名又は名称	印
住所	
届出日	
使用船舶名	
漁船登録番号	
船舶総トン数	
漁業の方法	曳き縄・はえ縄・釣り・その他( )

年	月	水揚げ市場 (又は漁協) *1	漁業の方法	操業海域 *2	漁獲量				
					鮮魚			養殖用種苗	
					4kg未満*3	4kg以上*3		尾数	1尾当 たりの平均 魚体重 (kg) *5
					総重量 (kg)	総重量 (kg)	水揚げ状態 *4		
24年	7月	○△市場	曳き縄	S	100	500	1		
24年	8月	○△市場	曳き縄	S	100				
24年	9月	○△市場	釣り	S		500	2		
24年	9月	○△市場	曳き縄	S	100				
24年	10月	××漁協	曳き縄	S				30	0.5
24年	10月	○△市場	曳き縄	S		100	2		
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
	⋮								
24年	12月	××漁協	曳き縄	S	200	500	1		

\* 1:「養殖用種苗」にあつては、漁獲後、最初に活け入れ、又は畜養した漁場を管轄している漁協名を記入する。  
\* 2:瀬戸内海は「S」と記入する。  
\* 3:4kg上・下を仕分ける銘柄区分がない場合には、目視、経験則等による記入でよい。  
\* 4:ラウンド(魚全体のまま)は「1」、セミドレス(えら、内蔵除去)は「2」、セミドレスから尾鰭を除いたものは「3」、その他は「4」を記入する。  
\* 5:「1尾当たりの平均魚体重」については、目視、経験則又は数尾の直接計測等による記入でよい。

(参考)

◎漁業法（抄）

(広域漁業調整委員会の指示)

第六十八条 広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権（第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場に係る漁業権又は入漁権に限る。）の行使を適切にし、漁場（同条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行うものに限る。）の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(設置)

第一百条 太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。

- 2 前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

(構成)

第一百一条 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 (略)

3 (略)

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
- 二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人



# 太平洋クロマグロ管理強化の基本方針の概要

(「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」平成22年5月11日農林水産省プレスリリース発表)

## 1. 基本的な対応

未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することにより、太平洋クロマグロの資源管理を推進。資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期的(5~10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないよう管理。

## 2. 施策

1の実現に向けて、本年度から国内における資源管理の強化、国際交渉への対応及びこれらを支える調査研究の強化について、以下の施策を順次実施。

### (1) 国内の資源管理措置の強化

22年度中に次の事項を含む資源管理の計画策定等を行い、23年度から実施。

- ①沖合漁業：大中型まき網漁業について、未成魚等の漁獲抑制・削減措置の導入
- ②沿岸漁業：曳き縄漁業等について、届出制の導入、漁獲実績報告の義務化
- ③養殖業：くろまぐろ養殖場について、登録制の導入、養殖実績報告の義務化

上記計画の円滑な実施を促進するため、漁業所得補償制度等の支援措置の導入を検討。

### (2) 国際交渉対応

WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の保存管理措置について、未成魚の漁獲抑制・削減の方針を反映するとともに、韓国の参加を促す。また、メキシコ（非加盟国）に対し保存管理措置への協力を要請。

### (3) 調査研究の強化

漁獲情報収集の迅速化、調査研究体制の強化を図る。

# 太平洋クロマグロの管理強化の実施計画

業種別	措置内容	22年度	23年度	24年又は24年度以降*
沿岸漁業管理	定置漁業の免許数抑制【法的措置】	(22年1月から実施)		
	曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化【法的措置】		(日本海・九州西:4月から実施)	(太平洋、瀬戸内海)
沖合漁業管理	まき網漁業の漁獲量削減【資源管理・漁業所得補償対策による予算措置の活用】		(日本海・九州西:4月から実施)	(太平洋)
養殖業管理	クロマグロ養殖場の登録制、養殖実績報告の義務化【法的措置】	(登録制:7月から実施) (報告義務化:1月から実施)		
輸入関連	韓国産クロマグロ輸入情報収集(輸入数量、サイズ組成等)【法的措置】	(22年1月から実施) (拡充強化:3月から実施)		
	韓国産クロマグロ輸入増大抑制の協力要請【行政指導】		(1月から実施)	
	メキシコ産輸入クロマグロ情報収集(輸入数量、蓄養情報等)【法的措置】		(2月から実施)	

\*:資源や漁獲の状況に応じ、必要な追加措置も検討

# 沿岸漁業の管理強化

広域漁業調整委員会の海域区分

## 定置漁業の免許数抑制 (平成22年1月から実施)

- クロマグロを主たる漁獲物とする定置漁業の免許数の抑制等  
【法的根拠：漁業法】

農林水産大臣から各都道府県知事に指示

## 曳き縄漁業等の自由漁業の届出制移行、漁獲実績報告の義務化 (平成23年4月から順次実施)

- 動力漁船を使用してクロマグロをとることを目的とする漁業を営む者を対象に届出制移行、漁獲実績（水揚げ市場、漁業の方法、操業海域、漁獲量（鮮魚・養殖用種苗の別））の報告を義務付け  
【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】



- ① 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から32度30分に引いた線
- ② 北海道白神岬灯台
- ③ 青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点
- ④ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台
- ⑤ 徳島県蒲生田岬灯台
- ⑥ 愛媛県佐田岬灯台
- ⑦ 大分県関崎灯台
- ⑧ 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点
- ⑨ 北緯31度25分29秒東経131度07分44秒の点
- ⑩ 北緯31度13分03秒東経131度20分44秒の点
- ⑪ 北緯31度13分03秒東経131度20分44秒の点から180度に引いた線
- ⑫ 山口県火ノ山下潮流信号所
- ⑬ 福岡県門司埼灯台

3

# 沖合漁業の管理強化

## 資源管理計画（案）の概要（漁業者が作成し国が確認）

### WCPFCの保存管理措置に基づくもの

#### ○未成魚（30kg未満）

九州西・日本海における大中型まき網漁業の総漁獲量を、原則として年間4,500トン（ただし、2011年～2012年の2年間で9,000トン）未満に制限

【平均漁獲実績】2002-2004年：4,500トン 2005-2009年：6,100トン

### WCPFCの保存管理措置とは別に追加的に行うもの

#### ○成魚（30kg以上）

日本海における大中型まき網漁業の産卵期（6～8月）の総漁獲量を、原則として2,000トン（ただし、2011年～2012年の2年間で4,000トン）未満に制限

【平均漁獲実績】2002-2004年：1,100トン 2005-2009年：2,300トン

- 時期別管理数量の設定
- 漁獲状況を踏まえた獲り控えの実施

履行確認を実施  
(市場取引データの確認等)

8

4



# 養殖業の管理強化

## クロマグロ養殖場の登録及び養殖業者の特定（平成23年1月）

- 国が都道府県知事の免許制になっているクロマグロ養殖場の免許実態を把握し、クロマグロ養殖業者を特定  
【法的根拠：地方自治法及び漁業法】



水産庁ホームページで公表予定（平成23年3月中）

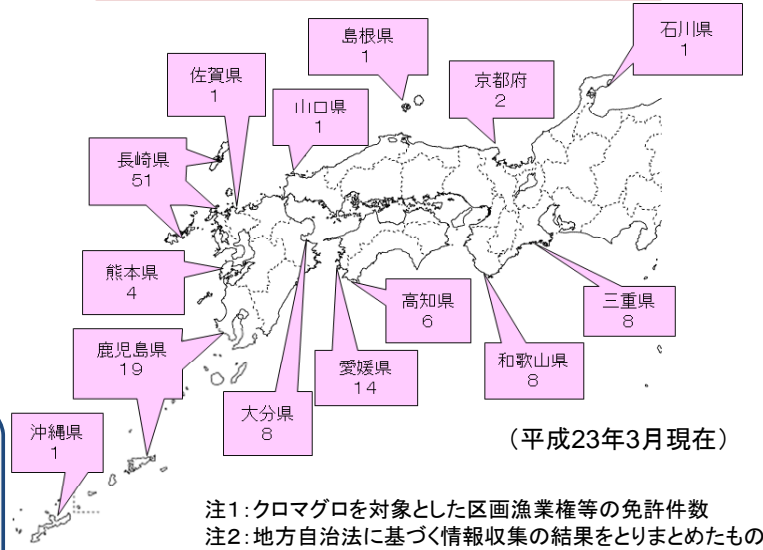
## クロマグロ養殖実績報告の義務化（平成23年1月から実施）

- クロマグロ養殖業者に対して、養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を国が義務付け  
【法的根拠：漁業法】



暦年毎にとりまとめ、平成24年以降公表（毎年3月頃）

## 全国のクロマグロ養殖場（125漁場）



# 輸入の管理強化（輸入情報の収集）

## 1 趣旨

韓国産及びメキシコ産の太平洋クロマグロについては、その多くを我が国が輸入していることから、輸入情報を収集することにより、漁獲実態や流通実態等を正確に把握し、地域漁業管理機関（WCPFC、IATTC）等に提供することにより太平洋クロマグロの保存管理措置を推進。

## 2 法的根拠

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法

## 3 報告徴収の対象・内容

### ○韓国産クロマグロ（22年1月から実施、23年3月に拡充）

- ・輸入業者（18業者）  
貿易情報（重量、輸出会社等）、漁獲情報（漁船名、漁獲量等）
- ・卸売業者（23業者）  
販売情報（販売先、販売量等）、荷受情報（荷主、サイズ組成等）

### ○メキシコ産クロマグロ（23年2月から実施）

- ・輸入業者（15業者）  
製品情報（蓄養業者名等）、貿易情報（重量、輸出会社等）、販売情報（販売先、販売量等）、漁獲情報（漁船名、漁獲量等）、蓄養情報（活込み重量、サイズ組成等）

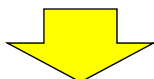
# 輸入の管理強化（輸入増大抑制への対応）

## 趣旨

- 太平洋クロマグロの保存管理措置を推進していくため、まぐろ法に基づき、水産庁が収集し、取りまとめた韓国産クロマグロの全体の輸入状況の情報を、関係者にフィードバックする取組を本年3月から開始。

## 仕組み

水産庁



### 輸入情報のフィードバック

- 頻度  
 総輸入量  
 0～499トン : 週1回  
 500～899トン : 週2回  
 900トン～ : 土日を除く毎日
- 方法  
 FAX送付等

- 報告を義務化した輸入業者と卸売業者
- 市場開設者
- 卸売市場関係団体

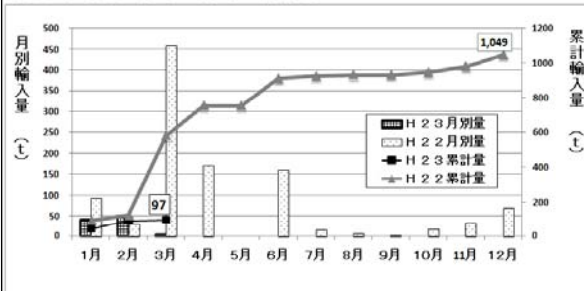
## 【フィードバック情報】

平成23年3月7日

### 韓国産クロマグロ（生鮮冷蔵）輸入量

期間	総輸入量
平成23年 1月1日～3月6日	97.1 t (122.6t)

注：（ ）は、前年1月1日～3月6日の総輸入量



### サイズ別輸入量

